

相続手続 ～名義変更編 保険～

今回は、生命保険と損害保険について見ていきます。特に生命保険は人によって好き嫌いがはっきりと分かりますので、加入していない場合もあるかもしれません。保険証券が見つければ加入状況がわかりますが、通帳から引落されている保険料の履歴から契約の存在がわかる場合もあります



1. 生命保険

(1) 手続き

もし保険証券を紛失していても、保険金を受け取ることはできます。しかし生前に、紛失に気づいた場合は再発行の手続きを取った方がよいでしょう。また、先の保険金不払い事件以後はないとは思いますが、死亡保険金だけでなく、入院給付金や手術給付金などもらえるものがないかも確認したほうがよいと思います。保険金は、原則的に受取人に指定された人が請求の手続きをします（既に亡くなっている場合はその相続人）。保険会社ごとに所定の請求書がありますが、おおまかな流れは

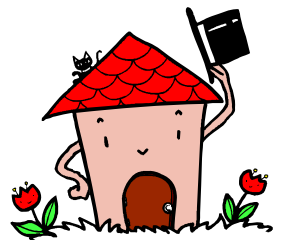
- ① 保険会社（代理店）に被保険者がなくなった旨を連絡
- ② 保険金請求書（保険会社所定のもの）が送られてくる
- ③ 請求書に保険証券や各種公的な証明書類等を添付し、保険金を請求

となっています。公的な証明書類とは、死亡診断書、故人の戸籍謄本・住民票、保険金受取人の戸籍謄本・印鑑証明書などで、保険会社によって若干異なる場合があります。

なお、被保険者の死亡後は、受取人の変更は出来なくなります。受取人が先に死亡してしまった場合はもちろん、加入時と状況が変わったため受取人を変更した方がよい場合など、時々契約状況を見直すことも大切です。

(2) もしも受取人が・・・

もし、保険金受取人が痴呆や意識障害などで保険金請求ができない場合は、成年後見制度を利用して後見人が保険金を請求することになります。ただし実務上は、全ての利害関係者の承諾をもらうことにより支払われることもあるようです。



2. 損害保険

故人が生前に、自分名義の住宅に掛けていた火災保険などの損害保険契約はどうでしょう。保険事故（火災など）はまだ発生していませんが、こちら契約者が亡くなったことによる名義変更の手続きが必要となります。火災保険はそもそも物損の損失補てんですから、保険金はその対象物の所有者に支払われます。別途受取人を指定できる生命保険とは異なりますね。基本的には契約者＝所有者ですから、契約者に相続が発生した場合には所有者も変更になります。その物が誰の所有となったのかを保険会社に通知し（通知することは義務です！）、新所有者へ名義を変更すれば保険契約を引き継ぐことが出来ます。流れはおおむね生命保険と同じで

- ① 保険会社に契約者が死亡した旨を連絡
- ② 保険契約の名義の異動や、権利の継承に関する承認請求書（保険会社所定のもの）が送られてくる
- ③ 請求書に保険証券・故人の戸籍謄本・相続人の印鑑証明等必要書類を添付して手続きを行う

仮に相続人に名義変更しないまま建物が焼失等してしまった場合でも、保険金はその所有者に対して支払われるため、相続により新たにその建物の所有者になったことを証明すれば、保険金支払を拒否されることはまずありません。しかし、無用なトラブルを避けるためにも名義変更の手続きはしておきましょう。

生保・損保とも返戻金がある場合は相続財産になりますので、そちらもお忘れなく！